

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 8年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
工事場所	京都市山科区内街路樹				
路線名又は河川名等					
工事名	街路樹等育成管理（7 山科区）業務委託				
工期	令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで				
事業課(所)名	東部土木みどり事務所	単価使用年月	令和 年 月		
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月		
変更回数		基準適用年月	令和 年 月		
主工種		単価地区			
前払金支出		調整区分			

京都市 建設局

チェック欄

工事概要

植栽維持工				式	1
基本剪定工	式	1	中低木寄植剪定工	式	1
除草工	式	1	支障木撤去工	式	1
植栽工	式	1			

施工理由

本委託は、標記履行場所において、上記のとおり街路樹剪定等の作業を実施し、街路樹景観の保全及び街路樹の適切な育成管理を行うものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工事価格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給品費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年11月	
歩掛適用年月	2025年11月	
基準適用年月	2025年11月	
単価地区	2601: I地区	
調整区分	本附帯工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	13:道路維持工事	
施工地域等補正	大都市（2）	1.5
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	大都市（2）	1.2
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

【 設計内訳書（１）】見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
植栽維持工	基本剪定工	基本剪定(a)-5	幹周：120cm \leq C<150cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む		本	22,230	施工費	
	夏期剪定工	夏期剪定(a)-5	幹周：120cm \leq C<150cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む		本	26,790	施工費	
	支障枝剪定工	支障枝剪定(a)-1	幹周：30cm未満, 歩道及び交通島, 積込運搬含む		本	1,146	施工費	
		支障枝剪定(a)-2	幹周：30cm \leq C<60cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む		本	1,623	施工費	
		支障枝剪定(a)-3	幹周：60cm \leq C<90cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む		本	3,030	施工費	
		支障枝剪定(a)-4	幹周：90cm \leq C<120cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む		本	4,230	施工費	
		支障枝剪定(a)-5	幹周：120cm \leq C<150cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む		本	4,935	施工費	
		支障枝剪定(a)-6	幹周：150cm \leq C<180cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む		本	5,640	施工費	
		支障枝剪定(a)-7	幹周：180cm \leq C<210cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む		本	6,345	施工費	
		支障枝剪定(a)-8	幹周：210cm \leq C<240cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む		本	7,755	施工費	
	枯枝剪定工	枯枝剪定(a)-1	幹周：30cm未満, 歩道及び交通島, 積込運搬含む		本	955	施工費	
		枯枝剪定(a)-2	幹周：30cm \leq C<60cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む		本	1,353	施工費	

【 設計内訳書（１）】見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
		枯枝剪定(a)-3	幹周：60cm \leq C<90cm, 歩道及び交通島，積込運搬含む		本	3,030	施工費	
		枯枝剪定(a)-4	幹周：90cm \leq C<120cm, 歩道及び交通島，積込運搬含む		本	4,230	施工費	
		枯枝剪定(a)-5	幹周：120cm \leq C<150cm, 歩道及び交通島，積込運搬含む		本	4,935	施工費	
		枯枝剪定(a)-6	幹周：150cm \leq C<180cm, 歩道及び交通島，積込運搬含む		本	5,640	施工費	
		枯枝剪定(a)-7	幹周：180cm \leq C<210cm, 歩道及び交通島，積込運搬含む		本	6,345	施工費	
		枯枝剪定(a)-8	幹周：210cm \leq C<240cm, 歩道及び交通島，積込運搬含む		本	7,755	施工費	
	高所危険物撤去工	高所危険物撤去(a)-2	歩道及び交通島，作業床高11.0～12.0m		本	37,110	施工費	
	害虫薬剤駆除工	高木薬剤散布(a)-1	幹周：C<60cm, 歩道及び交通島		本	803.5	材工共	水道水は管理費区分T 夜間作業補正有り
		高木薬剤散布(a)-2	幹周：60cm \leq C<120cm, 歩道及び交通島		本	1,265	材工共	水道水は管理費区分T 夜間作業補正有り
		高木薬剤散布(a)-3	幹周：120cm \leq C, 歩道及び交通島		本	1,774	材工共	水道水は管理費区分T 夜間作業補正有り
	巡視点検工	巡視点検	半日		回	42,940	施工費	
	運搬処理工	発生材処分（枝葉）	枝葉		t	12,000	処分費	管理費区分T

【 設計内訳書（１）】見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
		発生材処分（刈草）	刈草		t	17,730	処分費	管理費区分T
	植樹帯灌水工	植樹帯灌水(a)	植樹管理(灌水), 歩道及び交通島		m2	67.76	材工共	水道水は管理費区分T

【 設計内訳書（3）】見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
植栽維持工	支障木撤去工	支障木撤去(a)-1	幹周：C<30cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む		本	17,120	施工費	
		支障木撤去(a)-2	幹周：30cm≤C<60cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む		本	36,180	施工費	
		支障木撤去(a)-3	幹周：60cm≤C<90cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む		本	71,210	施工費	
		支障木撤去(a)-4	幹周：90cm≤C<120cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む		本	128,800	施工費	
		支障木地上部撤去(a)-1	幹周：C<30cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む		本	7,862	施工費	
		支障木地上部撤去(a)-2	幹周：30cm≤C<60cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む		本	23,710	施工費	
		支障木地上部撤去(a)-3	幹周：60cm≤C<90cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む		本	36,170	施工費	
		支障木地上部撤去(a)-4	幹周：90cm≤C<120cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む		本	81,620	施工費	
	枯損木撤去工	枯損木撤去(a)-1	幹周：C<30cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む		本	15,490	施工費	
		枯損木撤去(a)-2	幹周：30cm≤C<60cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む		本	32,120	施工費	
		枯損木撤去(a)-3	幹周：60cm≤C<90cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む		本	67,580	施工費	
		枯損木撤去(a)-4	幹周：90cm≤C<120cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む		本	106,700	施工費	

【 設計内訳書（3）】見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
		枯損木地上部撤去(a)-1	幹周：C<30cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む		本	6,841	施工費	
		枯損木地上部撤去(a)-2	幹周：30cm≤C<60cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む		本	15,050	施工費	
		枯損木地上部撤去(a)-3	幹周：60cm≤C<90cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む		本	33,110	施工費	
		枯損木地上部撤去(a)-4	幹周：90cm≤C<120cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む		本	56,920	施工費	
	植栽工	高木植栽(a)-1	歩道及び交通島, ハミズキ(白), H=3.5m, C=0.18m		本	114,800	材工共	植樹割増あり
		低木植栽(a)-1	歩道及び交通島, シヤリンハイ, H=0.5m, W=0.4m		本	1,760	材工共	植樹割増あり
	根切り作業工	根切り作業	歩道及び交通島		本	15,180	施工費	
	クビアツヤカミキリ防除工	防除シート巻き-4	幹周：90cm≤C<120cm, バラ科樹木に適用, 支障枝の軽剪定含む		本	14,420	材工共	
		防除シート撤去	バラ科樹木に適用, カンタツカー針, 目串取り除き等含む		本	1,476	材工共	
		防除シート補修	バラ科樹木に適用, 支障枝の軽剪定含む		本	1,386	材工共	
		被害切株シート被覆-4	幹周：90cm≤C<120cm, バラ科樹木に適用		本	5,398	材工共	
	運搬処理工	発生材処分（枝葉）	枝葉		t	12,000	処分費	管理費区分T

【 設計内訳書（3）】見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込） 等の区分	備考
		発生材処分（幹）	幹		t	1,000	処分費	管理費区分T
		発生材処分（根）	根		t	18,000	処分費	管理費区分T

設計内訳書 (1)

工事名	街路樹等育成管理 (7 山科区) 業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1				
植栽維持工		式	1				
基本剪定工		式	1				
基本剪定(a)-2 植樹管理(高木せん定), 冬季せん定	幹周: 30cm ≤ C < 60cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	286				
基本剪定(a)-3 植樹管理(高木せん定), 冬季せん定	幹周: 60cm ≤ C < 90cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	410				
基本剪定(a)-4 植樹管理(高木せん定), 冬季せん定	幹周: 90cm ≤ C < 120cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	262				
基本剪定(a)-5	幹周: 120cm ≤ C < 150cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	16				
夏期剪定工		式	1				
夏期剪定(a)-4 植樹管理(高木せん定), 夏期せん定	幹周: 90cm ≤ C < 120cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	5				
夏期剪定(a)-5	幹周: 120cm ≤ C < 150cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	5				
支障枝剪定工		式	1				
支障枝剪定(a)-1	幹周: 30cm未満, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	10				
支障枝剪定(a)-2	幹周: 30cm ≤ C < 60cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	10				

設計内訳書 (1)

工事名	街路樹等育成管理 (7 山科区) 業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
支障枝剪定(a)-3	幹周：60cm \leq C<90cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	10					
支障枝剪定(a)-4	幹周：90cm \leq C<120cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	10					
支障枝剪定(a)-5	幹周：120cm \leq C<150cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	10					
支障枝剪定(a)-6	幹周：150cm \leq C<180cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	10					
支障枝剪定(a)-7	幹周：180cm \leq C<210cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	10					
支障枝剪定(a)-8	幹周：210cm \leq C<240cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	10					
枯枝剪定工		式	1					
枯枝剪定(a)-1	幹周：30cm未満, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	21					
枯枝剪定(a)-2	幹周：30cm \leq C<60cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	21					
枯枝剪定(a)-3	幹周：60cm \leq C<90cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	21					
枯枝剪定(a)-4	幹周：90cm \leq C<120cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	21					
枯枝剪定(a)-5	幹周：120cm \leq C<150cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	21					
枯枝剪定(a)-6	幹周：150cm \leq C<180cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	21					

設計内訳書 (1)

工事名	街路樹等育成管理 (7 山科区) 業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
枯枝剪定(a)-7	幹周：180cm≤C<210cm，歩道及び交通島，積込運搬含む	本	21					
枯枝剪定(a)-8	幹周：210cm≤C<240cm，歩道及び交通島，積込運搬含む	本	21					
高所危険物撤去工		式	1					
高所危険物撤去(a)-2	歩道及び交通島，作業床高11.0～12.0m	本	1					
中低木株物剪定工		式	1					
株物剪定(a)-3 植樹管理(低木・中木せん定)	円筒型剪定，200cm≤H<300cm，歩道及び交通島，積込運搬含む	本	40					
株物剪定(c)-1 植樹管理(低木・中木せん定)	円筒型剪定，100cm未満，環境緑地帯，積込運搬含む	本	15					
株物剪定(c)-2 植樹管理(低木・中木せん定)	円筒型剪定，100cm≤H<200cm，環境緑地帯，積込運搬含む	本	455					
株物剪定(c)-3 植樹管理(低木・中木せん定)	円筒型剪定，200cm≤H<300cm，環境緑地帯，積込運搬含む	本	56					
中低木寄植剪定工		式	1					
低木寄植剪定(a) 植樹管理(寄植せん定)	歩道及び交通島，積込運搬含む	m2	881					
低木寄植剪定(c) 植樹管理(寄植せん定)	環境緑地帯，積込運搬含む	m2	2,250					
中木寄植剪定(c) 植樹管理(寄植せん定)	環境緑地帯，積込運搬含む	m2	211					

設計内訳書 (1)

工事名	街路樹等育成管理 (7 山科区) 業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
除草工		式	1					
植樹帯除草(a) 植樹管理(伐根除草)	伐根除草, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	m2	7,266					
植樹帯除草(c) 植樹管理(伐根除草)	伐根除草, 環境緑地帯, 積込運搬含む	m2	6,512					
害虫薬剤駆除工		式	1					
高木薬剤散布(a)-1	幹周: C<60cm, 歩道及び交通島	本	5					
高木薬剤散布(a)-2	幹周: 60cm≤C<120cm, 歩道及び交通島	本	5					
高木薬剤散布(a)-3	幹周: 120cm≤C, 歩道及び交通島	本	5					
巡視点検工		式	1					
巡視点検	半日	回	15					
運搬処理工		式	1					
発生材処分(枝葉)	枝葉	t	44					
発生材処分(刈草)	刈草	t	9					
植樹帯灌水工		式	1					

設計内訳書 (1)

工事名	街路樹等育成管理 (7 山科区) 業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
植樹帯灌水(a) 植樹管理(灌水)	植樹管理(灌水), 歩道及び交通島	m2	1,000				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	2				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費(率計上)		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				

設計内訳書 (3)

工事名	街路樹等育成管理 (7 山科区) 業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1				
植栽維持工		式	1				
支障木撤去工		式	1				
支障木撤去(a)-1	幹周：C<30cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	11				
支障木撤去(a)-2	幹周：30cm≤C<60cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	2				
支障木撤去(a)-3	幹周：60cm≤C<90cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	1				
支障木撤去(a)-4	幹周：90cm≤C<120cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	1				
支障木地上部撤去(a)-1	幹周：C<30cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	2				
支障木地上部撤去(a)-2	幹周：30cm≤C<60cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	2				
支障木地上部撤去(a)-3	幹周：60cm≤C<90cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	1				
支障木地上部撤去(a)-4	幹周：90cm≤C<120cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	1				
枯損木撤去工		式	1				
枯損木撤去(a)-1	幹周：C<30cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	2				

設計内訳書 (3)

工事名	街路樹等育成管理 (7 山科区) 業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
枯損木撤去(a)-2	幹周：30cm≦C<60cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	2					
枯損木撤去(a)-3	幹周：60cm≦C<90cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	1					
枯損木撤去(a)-4	幹周：90cm≦C<120cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	1					
枯損木地上部撤去(a)-1	幹周：C<30cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	2					
枯損木地上部撤去(a)-2	幹周：30cm≦C<60cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	2					
枯損木地上部撤去(a)-3	幹周：60cm≦C<90cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	1					
枯損木地上部撤去(a)-4	幹周：90cm≦C<120cm, 歩道及び交通島, 積込運搬含む	本	1					
植栽工		式	1					
高木植栽(a)-1	歩道及び交通島, ハナズキ(白), H=3.5m, C=0.18m	本	1					
低木植栽(a)-1	歩道及び交通島, シラカバ, H=0.5m, W=0.4m	本	15					
根切り作業工		式	1					
根切り作業	歩道及び交通島	本	1					
クレーン作業機防除工		式	1					

設計内訳書 (3)

工事名	街路樹等育成管理 (7 山科区) 業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
防除シート巻き-4	幹周：90cm≤C<120cm,パキラ科樹木に適用,支障枝の軽剪定含む	本	1					
防除シート撤去	パキラ科樹木に適用,ガンタッカー針,目串取り除き等含む	本	1					
防除シート補修	パキラ科樹木に適用,支障枝の軽剪定含む	本	1					
被害切株シート被覆-4	幹周：90cm≤C<120cm,パキラ科樹木に適用	本	1					
運搬処理工		式	1					
発生材処分(枝葉)	枝葉	t	1					
発生材処分(幹)	幹	t	1					
発生材処分(根)	根	t	1					
仮設工		式	1					
交通管理工		式	1					
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	36					
直接工事費		式	1					
共通仮設		式	1					

設計内訳書 (3)

工事名	街路樹等育成管理 (7 山科区) 業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
共通仮設費 (率計上)		式	1					
純工事費		式	1					
現場管理費		式	1					
工事原価		式	1					
一般管理費等		式	1					
工事価格		式	1					
消費税額及び地方消費税額		式	1					
工事費計		式	1					

特記仕様書（個別編）

業務委託名 街路樹等育成管理（7 山科区）業務委託
履行場所 京都市山科区内街路樹

1 一般事項

第1条（適用）

本委託の履行にあたっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

また、本委託に係る提出書類の様式は、「樹木剪定等業務委託監督・検査諸規程（令和7年11月）」によるものとする。

なお、本委託現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照
請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本委託は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事实施要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、業務計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（緊急対応）

本委託は、年間を通じて街路樹に係る適切な育成管理作業を行うことにより、通行の安全確保をはじめ、都市環境の向上、景観の形成、防災機能の向上を図るものであるため、強風や台風、事故等により通行安全性が阻害された場合や、樹木の生育不良や枯れ枝、掛り枝、枯損木、害虫等が発生した場合に、緊急（夜間、休日を含む）で作業を指示することがある。あらかじめ強風や台風等の悪天候により被害が予測される場合には、連絡、出動態勢を整えること。

また、被害発生時には、速やかに適切な処置を行い、通行安全性を確保すること。この際、可能な限り作業前に監督職員等に状況を報告し指示を受けることとするが、やむを得ない場合はこの限りではない。作業完了後には、速やかに監督職員等へ報告すること。

第5条（技術者の配置と作業現場管理）

- 1 受注者は、建設業法の造園工事業に係る主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）を1名以上及び現場代理人を配置し、「現場代理人等（主任技術者、専門技術者、監理技術者）通知書」により通知すること。
- 2 受注者は、建設業法の造園工事業に係る主任技術者等を1名以上配置し、「剪定作業責任者通知書（別紙-4）」により通知すること。また、剪定作業中には、剪定作業責任者として下記の資格及び経験のうち、いずれかの資格又は経験を有するものを常駐させることとするが、（ア）又は（イ）の資格を有する者が望ましい。
なお、剪定作業責任者は、主任技術者等及び現場代理人を兼務することができるものとする。

（ア）緑地樹木剪定士（一般社団法人 日本造園建設業協会認定資格）

（イ）街路樹剪定士（一般社団法人 日本造園建設業協会認定資格）

（ウ）造園技能士2級以上（ただし、2級の場合は取得後2年以上の剪定業務経験が必要）

（エ）造園施工管理技士2級以上（ただし、2級の場合は取得後2年以上の剪定業務経験が必要）

（オ）街路樹等の剪定業務又は、植栽工事に直接従事した実務経験が7年以上

上記を確認するため、それぞれ以下のものを提出すること。

（ア）を有する者は、緑地樹木剪定士証又は緑地樹木剪定士認定証の写し

（イ）を有する者は、街路樹剪定士証又は街路樹剪定士認定証の写し

（ウ）を有する者は、技能検定合格証書の写し（2級の場合は経歴書も必要）

（エ）を有する者は、技術検定合格証明書の写し（2級の場合は経歴書も必要）

（オ）を有する者は、同等の経験がわかる経歴書

- 3 現場代理人は業務計画書、設計図書及び街路樹台帳及びその他作業実施に必要な書類（道路交通法第80条による協議書など）を常に携帯すること。
- 4 作業を行う現場には「作業標示看板・予告看板（別図-1）」を設置すること。
- 5 現場代理人、主任技術者等、緑地樹木剪定士、街路樹剪定士は作業実施時、名札等を着用すること。

第6条（前払金）

前払金は、請負代金の30%以内とし、中間前払金は対象外とする。なお、前払金保証について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 (<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>)

第7条（部分払）

受注者は、業務完了前に、業務の出来高に応じた請負代金を請求することができる。ただし、当該請求に係る業務の検査を完了したものに限り、また、部分払金額については、本市の算定基準に従うものとする。

2 現場条件に関する事項

第8条（施工時間）

施工時間は、下記工種以外は昼間施工とする。ただし、監督職員と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

工種	種別	細別	標準作業時間	備考
植栽維持工	害虫薬剤駆除工	高木薬剤散布（各種）	午前4時00分～6時00分	

第9条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

【設計内訳書（1）】

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
中央分離帯 (施工箇所前後)	2名	交通誘導警備員B 2名	昼間	無

【設計内訳書（3）】

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
歩道及び交通島 (施工箇所前後)	2名	交通誘導警備員B 2名	昼間	無

- 2 「道路交通法第80条による協議書」を遵守し、保安施設等や交通誘導警備員を配置すること。また、安全施設設置方法等を監督職員と協議し、通行者並びに付近住民等に危害や迷惑を及ぼすことのないよう万全の処置を講ずること。
規制図については、(別図-2-1・2-2)、(別図-3)、(別図-4)を参照すること。
安全施設の内容については、(別紙-5)を参照すること。

3 監督職員の確認に関する事項

第10条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第11条（段階確認）

受注者は、「段階確認一覧表」に示す各種別の施工段階において、監督職員が臨場のうえ、段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ業務計画書に確認項目を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、段階確認以降の作業を実施してはならない。また、確認の時期、方法、場所等については、監督職員と別途調整を行うものとする。

段階確認一覧表

種 別	細 別	確 認 項 目
基本剪定工	基本剪定	仕上がり形状（別図－6）参照
夏期剪定工	夏期剪定	仕上がり形状（別図－6）参照
中低木寄植剪定工	低木寄植剪定	仕上がり高さ、仕上がり面（別図－7）参照
除草工	植樹帯除草	仕上がり高さ（1 cm 以下）
植栽工	高木植栽	植付け高さ、土壌改良土投入（容量あるいは土壌改良深さ・幅）、防根シート敷設（敷設高さ、敷設範囲）
植栽工	低木植栽	
その他監督職員が指示するもの		

第12条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ業務計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料との照合、搬入された材料等の外観、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して作業を実施してはならない。

種 別	細 別	材 料 ・ 資 材 ・ 製 品
害虫薬剤駆除工	高木薬剤散布	使用薬剤（トレボン EW 同等品以上）
植栽工	高木植栽	土壌改良土（真砂土：パーライト：バーク堆肥）
		防根シート
		植物材料（高木）
		支柱材料
クビアカツヤカミキリ防除工	防除シート巻き	防除シート（クビアカガードネット同等品以上）
		防草シート（防草アグリシート同等品以上）
	被害切株シート被覆	同上
その他監督職員が指示するもの		

4 建設副産物に関する事項

第13条（建設副産物の適正処理）

- 1 剪定枝葉の処分は即日行い、現場に仮置きしてはならない。
- 2 本業務の履行により発生する建設廃棄物は原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設へ一般廃棄物として搬出するものとする。
 なお、下表は施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。
- 3 本業務の履行により発生する枝葉、幹、根であって、一般廃棄物に該当する場合は、以下の書類を提出し、監督職員の承認を得た場合には自家処理も出来るものとする。
 ・位置図 ・平面図 ・公図 ・登記簿謄本 ・現地写真 ・自家処理の見積り
 ・循環型社会推進部資源循環推進課との協議書（京都市内の処分施設に搬入する場合に限る）
- 4 ゴミ、病害虫等の被害にあっている剪定枝葉等、再資源化に適さないものは本市所管のクリーンセンター持込又は事業系廃棄物として処理すること。
- 5 産業廃棄物が発生する場合は監督職員の承諾を得たうえで「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例（最終改正平成23年4月1日）を遵守して処理を行うこと。
 特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。
- 6 現場状況に伴い処分量が増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

建設副産物	受入場所
枝葉	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2
幹	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2
根	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2
刈草	本市所管のクリーンセンター
枝葉、幹または根で再資源化に適さないもの	本市所管のクリーンセンター

- 7 クビアカツヤカミキリの発生が確認された樹木を伐採した場合、その幹や根の処分にあたり、特別な処理が必要になる場合があるため、監督職員の指示に従い、適切に処分するものとし、設計変更の対象とする。

5 施工管理に関する事項

第14条（業務計画書）

業務計画書については、「請負工事必携」の「施工計画書作成要領」に基づき作成し、監督職員に提出するとともに、これを遵守して、業務を履行すること。

第15条（作業計画）

- 1 本委託は、「年間管理予定表（別表-1）」を標準として実施すること。

- 2 「週間工程表（別紙－１）」（実施作業報告含む）を、毎週木曜日までに提出（実施作業がない場合でも提出）すること。ただし、次の作業のうち、（ア）及び（イ）については、各作業実施前（概ね半月程前）に「作業別工程表（別紙－２）」を提出すること。また、（ウ）については監督職員と日程調整後、作業を行うこと。
 なお、翌月初旬に「月間作業実施報告書（別紙－３－１、３－２）」（電子データ）を提出すること。
 （ア）除草（各回）
 （イ）剪定
 （ウ）監督職員から指示のあった作業
- 3 各作業の開始、順序は、監督職員と協議のうえ、決定すること。また、剪定については、樹種ごとの剪定開始日を監督職員と協議のうえ、決定すること。（別表－１参照）
- 4 観光地等周辺道路除草重点箇所（重点箇所）に指定された路線については、年３回の除草作業を行うこと。（別表－１参照）
 なお、雑草の繁茂状況により監督職員と協議のうえ、作業時期を変更できるものとする。また、除草を行う際に雑草が繁茂していない場合は、監督職員と協議のうえ、設計変更することができる。
- 5 祭事（葵祭など）や駅伝大会等の開催前に作業を別途指示する場合がある。

<主な祭事>

葵祭 ５月１５日
 祇園祭 ７月
 時代祭 １０月２２日

<駅伝大会等>

全国高等学校駅伝競走大会 １２月下旬
 全国都道府県対抗女子駅伝競走大会 １月中旬
 大文字駅伝 ２月中旬（令和４年度以降休止中）
 京都マラソン ２月中旬
 全国車いす駅伝競走大会 ３月中旬

※ 上記日程は予定である。

第１６条（出来形管理）

- 1 受注者は、完了検査を工期内に受けなければならない。そのため、完了検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の１か月前までに提出すること。また、完了検査に必要な書類については、工期末の２週間前までに提出すること。
- 2 受注者は、業務委託関係書類を指定期日までに提出しなければならない。業務委託関係書類については、「検査諸規定」を確認すること。
 なお、「検査諸規定」の一覧表にない書類の提出が必要な場合については、別途指示する。
- 3 記録写真については、「写真管理仕様書（別表－２）」を参照に作成すること。
- 4 剪定枝葉、刈草等の処分集計表、剪定枝葉処理集計表を作成すること。

第１７条（検査）

受注者は、完了検査及び既済部分検査を受ける場合は、各検査に必要な書類を提出しなければならない。検査及び成績採点の要領については、「検査諸規定」を確認すること。

第１８条（変更に関する事）

- 1 監督職員の指示なく、業務委託契約の項目以外の作業又は契約の数量を越えた作業を行ってはならない。

- 2 作業中又は巡視点検中に街路樹管理に必要と認められる作業が発生、発見した場合は、監督職員に報告し、指示を受けたうえで作業を行うこと。
- 3 前記の手続きを経ないものは、作業の出来高とは認めない。ただし、緊急でやむを得ない場合はこの限りではなく、作業後速やかに報告を行うこと。

第19条（現場代理人会議）

- 1 現場代理人会議は緊急等の理由により開催することがある。
- 2 現場代理人は、必ず現場代理人会議に出席しなければならない。やむをえず現場代理人が欠席する場合、受注者は事前に監督職員へ連絡したうえで代理の者を必ず出席させること。

6 作業実施に関する事項

第20条（一般事項）

- 1 本作業においては、対象となる植物の特性や当該作業の目的及び対象植物に及ぼす影響の強さ等を十分理解したうえで作業を実施すること。
- 2 本作業は市内の道路上での作業であるため、他の占用物件や道路構造物（架空線、信号、標識、照明灯、防護柵、電柱等）を十分に確認したうえで実施すること。支障となる物件がある場合は、十分な調査、調整のうえ、作業を実施すること。
- 3 紅葉街路樹剪定（はんなり剪定）を除く高木の剪定作業について、片側2車線以上の路線においては、高所作業車を用いた作業（交通誘導員の配置を含む）を基本とする。
なお、目的とする作業の種類、場所、時間等からみて、高所作業車の配置が不要又は困難な場合は、安全対策等について監督職員と事前に協議のうえ、作業を行うこと。
- 4 作業中の事故は、発生後即時に監督職員に報告すること。その後、詳細を文書にて速やかに再報告すること。
なお、被害者には迅速、万全な対応を行うこと。
- 5 市民要望等は、現地で要望を受け次第、速やかに正確な内容を報告すること。受注者において、可否の判断あるいは回答をしてはならない。
なお、要望者には「受注者は回答をするべき立場にないこと」、「後日、本市の担当者から連絡を行うこと」を丁寧に説明すること。
- 6 コブシ、アジサイ、クチナシ、ヒペリカムなどの花木については、監督職員と事前に協議のうえ、それぞれの樹種の花芽形成時期等に応じて剪定時期や剪定量を考慮して剪定を行うこと。
- 7 巡視点検時及びその他作業時において、クビアカツヤカミキリの成虫を発見した場合は、踏みつぶす等により殺処分^{*}を行うこと（※ 生きたまま移動させると法律違反となる）。また、成虫の写真を撮影し、速やかに京都府自然環境保全課（414-4706）及び監督職員に報告したうえで、写真、樹種、発見場所、日時の情報をそれぞれ提出すること。
クビアカツヤカミキリと疑われる昆虫やその痕跡（フラス）を発見された場合においても同様の対応を行うこと。
- 8 設計変更の対象とするものに係る設計図書の変更内容については、監督職員と協議のうえ、決定すること。
- 9 巡視点検等において、本市が管理する植樹帯等に自然に生えてきたと思われる樹木（実生木）を発見した場合は、監督職員に報告したうえで監督職員の指示に従うこと（原則、伐採とする。）。

第21条（作業内容）

【設計内訳書（1）】

1 各作業のランクは、以下のとおりとする。

種別	ランク 1	ランク 2	ランク 3	ランク 4	ランク 5	ランク 6	ランク 7	ランク 8
基本剪定	-	30cm ≤ C < 60cm	60cm ≤ C < 90cm	90cm ≤ C < 120cm	120cm ≤ C < 150cm	150cm ≤ C < 180cm	180cm ≤ C < 210cm	210cm ≤ C < 240cm
夏期剪定								
支障枝剪定								
枯枝剪定	C < 30cm							
株物剪定	H < 100cm	100cm ≤ H < 200cm	100cm ≤ H < 200cm	-	-	-	-	-

※基本剪定と夏期剪定については、ランク 1（C < 30 cm）は剪定対象外とする。

2 剪定（基本、夏期）

剪定の基本的な方法は「請負工事必携」によるものとし、基準は以下のとおりとする。

- (ア) 夏期剪定とは、樹冠の乱れや繁茂しすぎた枝を整えることを目的とした剪定である。
- (イ) 基本剪定とは、自然樹形の骨格枝を作ることを目的とした剪定である。
特に基本剪定の多くを占める紅葉街路樹剪定（はんなり剪定）は、枝葉を透かしながら、樹形を一回りから二回りほど小さくし、こずえのやわらかい枝葉を残すことで、美しい紅葉景観と落ち葉の減量の両立を実現する剪定手法である。
なお、剪定手法の詳細については、毎年8月下旬～9月上旬に開催する「紅葉街路樹剪定実地研修会」に現場代理人等が参加し、確認することを必須とする。
- (ウ) 剪定の作業時期は、「年間管理予定表（別表-1）」を参照すること。
- (エ) 仕上がりの形状については、「基本剪定仕上り図（別図-6）」のとおりとし、民家、信号機、標識、照明灯、車両、歩行者の通行の支障等を十分考慮すること。
- (オ) 基本剪定は垂直方向において、原則として、上部は枝数を少なく、枝の長さを短くする。下部は枝数を多く、枝の長さを長くすること。仕上がりの高さは、8mを標準とすること（路線によっては、標準高さを別途指示することがある）。ただし、既に樹高が高く、高さを下げることが困難な場合は、監督職員と協議のうえ、対処すること。
- (カ) 枝の切除位置は外芽の直上で、カックイを決して残してはならない。
- (キ) 先端が大きなコブとなっている枝は、幹側で適切な更新枝を残し、コブの切除を行うこと。
- (ク) 直径10cm以上の切断面には、薬剤（殺菌癒合材）による防腐処理を行うこと。また、サクラに関しては、切断面が5cm以上で薬剤（殺菌癒合材）による防腐処理をすること。
なお、ラッカースプレー等による処理は行わない。
- (ケ) 若木（骨格の形成が必要な樹木）については、将来の主枝の配置を考慮し、不必要な枝は幹際から切除すること。
- (コ) 剪定の度合いは、樹勢等を充分考慮して作業を行うこととし、事前に監督職員と協議を行うこと。
- (サ) 剪定作業中に段階確認を現地で実施するため、「作業別工程表（別紙-2）」を前もって必ず提出すること。
- (シ) 剪定作業の際に、幹や枝に腐朽箇所等を発見した場合は、切除すること。判断に迷う場合は監督職員と協議のうえ、決定すること。
- (ス) イチョウを剪定する際、銀杏がある場合は、銀杏も一緒に丁寧に取り除くこと。
- (セ) 剪定時期は「年間管理予定表（別表-1）」を基本とするが、それぞれの樹種に応じた時期に

剪定を行うこと。

(ソ) 下枝より下の幹吹きや下枝から下向きに伸びる枝葉はすべて除去すること。

3 支障枝剪定

・下枝剪定

(ア) 歩道側は歩道面から2.5m、走行車線部で4.5mまでの枝（下垂枝を含む）を切除し、歩行者、車両の通行空間を確保すること。

(イ) 新植された街路樹は、歩道面から2.0mまでの枝を幹際から切除すること。ただし、樹種や樹形によっては、切除を控えることも可とするが、安全通行の確保は最低限必要とする。

(ウ) サクラ等の下枝の低い性状の樹種については、監督職員と協議のうえ、剪定量等を決定すること。

(エ) 当作業は、特に梅雨時期の葉の下垂が著しい時期は集中して作業を行うこと。

・交通支障枝剪定

(ア) 信号、標識、照明灯等の交通安全上、必要な施設の支障となる枝は、監督職員からの指示、あるいは受注者が巡回中に発見した場合、速やかに処置し、通行の安全を常に確保すること。

(イ) 信号支障枝は、50m手前から信号機が確認出来るように剪定するのを標準とする。

ただし、信号機の位置や道路形状等により上記を適用するのが困難な場合は、監督職員の指示を受け、対処すること。

なお、信号支障枝の剪定は、樹形を損なうような過剰な剪定は避けること。

(ウ) ケヤキについては、樹形を崩さないことを基本とし、信号支障枝は枝下に信号機を抱き込むような形とすることが望ましい。

・シダレヤナギについて

(エ) 歩道から3.0mまでの枝を切除すること。

(オ) 車道に面する場合は、地上より4.5mまでの枝を切除すること。

(カ) 裾を揃え過ぎず、景観に十分に配慮して剪定すること。

・越境枝剪定

(ア) 街路樹の枝が民家等の敷地境界を越えて侵入している場合、或いは近い将来その可能性が認められる場合に支障となる枝を切除するものである。

(イ) 監督職員の指示に従って行うこと。

4 枯枝剪定

(ア) 枝先に発生した枯れ枝を除去するものである。

(イ) 確認された枯れ枝を丁寧に除去すること。

5 株物剪定

(ア) 独立した中低木の植込み剪定である。

(イ) 仕上がり高さ、幅は原則として前年度の刈高に刈り戻すこととする。

(ウ) 剪定は両手バサミを標準とする。

(エ) 刈込み機を使用する場合は、事前に監督職員の承認を得ること。切り口のつぶれや割れを剪

定バサミで切り戻し、両手バサミと同等以上の仕上がりとなるようにすること。

- (オ) 太い枝は、剪定バサミによって切り戻し、枝の太さを均一にすること。
- (カ) 枯損した株は、剪定作業時に撤去すること。
- (キ) 剪定時期は「年間管理予定表（別表－1）」を基本とするが、それぞれの樹種に応じた時期に刈込みを行うこと。

6 寄植剪定

- (ア) 連続した中低木の植込み剪定である。
- (イ) 仕上がり高さは、「寄植剪定仕上り図（別図－7）」を参照し、中央分離帯の植樹帯等は車道面から70cm以下とする。歩道の植樹帯等は、歩道面から70cm以下を原則とするが、原則に合わない場合、必要に応じて監督職員が別途指示する。
- (ウ) 仕上がり面について、中央分離帯は歩車道境界ブロック等の裏側、歩道の環境施設帯等は車道側を歩車道境界ブロック等の裏側、歩道側を地先境界ブロック等の裏側とする。ただし、特殊な植樹帯の場合は、必要に応じて監督職員が別途指示する。（別図－7）参照
- (エ) 太い枝は、剪定バサミによって切り戻し、枝の太さを均一にすること。
- (オ) 枯損した株は、剪定作業時に撤去すること。
- (カ) 剪定時期は「年間管理予定表（別表－1）」を基本とするが、それぞれの樹種に応じた時期に刈込みを行うこと。

7 害虫駆除及び薬剤散布

本作業は、「請負工事必携」に基づくものとする。作業手順は以下のとおりとする。

- (ア) 監督職員の指示或いは巡回により害虫の発生を確認した場合、2日以内に、まず「①剪定による駆除」を行い、剪定駆除のみでは実効がなくなった場合「②肩掛け式人力噴霧器との併用」を行い、やむを得ない段階に移った時点で「③動力式噴霧器による薬剤駆除」へ移行することとし、出来るだけ薬剤の使用は避けるよう心掛けること。
- (イ) ①②の作業は、周辺の状況を総合的に判断のうえ、安全には十分注意して速やかに実施すること。
- (ウ) ③を行うに当たり、以下の方法で周辺住民に周知の徹底を図ること。指示あるいは巡視によって害虫を発見したのち、①②の経過を経て、③を行う場合は、次のとおり実施すること。
 - 1日目…午後5時までに薬剤散布影響範囲の各戸にビラ配布する。
(事前に配布ビラの内容、配布日時を監督職員に報告すること)
 - 2日目…出来るだけ早朝に薬剤散布作業を実施する。ただし、土、日曜日に跨がる場合は、開庁日を1日挟むこと。
- (エ) 薬剤散布駆除は、トレボンEW（または同等品以上）を使用すること。使用前に監督職員の承諾を得ること。

薬剤の散布量は以下の数量を標準とする。また、希釈倍数は1000倍とする。

種別	規格	1本当たり 散布量（L）
高木薬剤散布-1	$C < 60\text{cm}$	34
高木薬剤散布-2	$60\text{cm} \leq C < 120\text{cm}$	46
高木薬剤散布-3	$120\text{cm} \leq C$	60

- (オ) 薬剤散布は、監督職員の指示を受けて2日以内に散布すること。最も効果的な時期に実施し散布量は必要最小限にすること。
- (カ) 高木の散布時間帯は、出来るだけ早朝（4時～6時）に実施すること。この時間帯に実施が困難な場合は監督職員と協議すること。
- (キ) 作業実施中は、沿道の建物等に飛散せぬよう、また、落下する薬剤が歩行者等にかからないように十分注意すること。
- (ク) 午前9時頃に、監督職員に薬剤散布の実施の有無を電話連絡すること。
- (ケ) 薬剤散布の実施後、午前中に効果の確認を行い作業の完了を報告すること。また、路面等に落ちた害虫の処理もすること。
- (コ) 効果の確認作業を行うまでの間、薬剤を散布したことを表示する看板などを設置し、歩行者等に注意を促すこと。（特に通学路、通学時間帯）
- (サ) 害虫ではなく、病気に感染している樹木を発見した場合は、監督職員に報告のうえ、監督職員の指示により適切に対処すること。

8 除草

- (ア) 除草は、原則、人力で行う伐根除草とする。
- (イ) 植樹柵及び植樹帯ブロック（縁石）周りの除草も行うこと。
- (ウ) 除草作業を行った際に発見したコンクリートブロック及び鉄クズ等の廃棄物については、交通の支障とならない箇所に集積し、監督職員に報告すること。（本市土木みどり事務所にて回収処分する）
- (エ) 重点箇所及び中央分離帯の2回目（以降）の除草作業時期は、監督職員と協議のうえ、決定すること。
- (オ) 除草作業に際し、作業範囲内のゴミ、空き缶、瓶等及び不要な支柱も併せて撤去処分すること。
- (カ) 除草対象箇所の雑草量を確認のうえ、平均草丈（中庸程度の場所）が20cm以下の場合には監督職員に報告し、作業実施有無を確認すること。
- (キ) 除草作業時、除草対象外部分（ブロック等の隙間等）で雑草が繁茂している場合は、監督職員に報告すること。

9 巡視点検

巡視点検とは、本市が維持管理を行っている道路の通行安全性を確保することが主目的であり、また、道路附属物である街路樹を良好に育成管理するため、以下のとおり実施するものとする。

- (ア) 作業を実施する日以外に所定の回数、担当区域の巡回を行い、道路交通の安全性と円滑性及び樹木の生育状況について点検及び軽度の現場処理を実施すること。
- (イ) 巡視点検の体制は、作業員2名で作業車（軽トラック、ライトバン等）を運転して点検することを基本とする。巡視点検の実施時期及び点検内容については、監督職員と協議すること。
- (ウ) 落葉が堆積し危険な場合は清掃を指示する場合がある。
- (エ) 作業車は、黄色回転灯の設置点灯及び車両後方に「街路樹点検中」の標示看板を設置し、巡視点検速度を維持しつつ、街路樹の点検を行うこと。
- (オ) 点検項目は、ヒコバエ、下枝、幹吹き、越境枝、交通支障枝、倒木、傾木、危険木、枯損木、枯枝、雑草の繁茂状況、害虫の発生状況、夏期の干ばつ状況、不法投棄、不法占用、街路樹管理に係る他工事の状況等である。
- (カ) 路面の落下枝回収及び路面に落下しそうな掛り枝、通行者の転倒する危険性がある歩道部の

落葉、通行の支障になる幹吹ヒコバエの処理は、即時実施すること。枯れ枝、交通支障枝及び害虫発生等のうち緊急性がない場合は、監督職員と協議のうえ、作業を実施すること。

- (キ) 巡視点検を年間管理作業に十分生かすものとし、緊急処置を要する事項を発見したときは監督職員に報告し、指示に従うこと。
- (ク) 巡視点検実施後、2日以内に「巡視点検チェックシート（別紙－6）」を打合せ簿にて提出すること。その際、必ず写真等の資料を添付ファイル等で同時に提出すること。また、処理内容の有無に関わらず、1回の巡視点検につき、路線ごとに最低1枚は写真撮影をし、報告書に添付すること。
- (ケ) 祭事（葵祭など）や駅伝大会等の開催前には、対象路線等を重点的に点検すること。
- (コ) 台風、強風、集中豪雨等の気象状況により、緊急の巡視点検実施を指示する必要があるため、体制を整えておくこと。

10 灌水

- (ア) 最高気温30度以上で降雨なしの日が4日間続き、かつその後3日間降雨が見込まれない場合に、監督職員から、灌水の「準備」をするよう、口頭で指示する。
- (イ) その後実際に、最高気温30度以上で降雨なしの日が7日間続いた場合は、灌水の「作業」を行うよう指示する。
- (ウ) その後も、まとまった降雨（※）があるまで、基本的に7日に1回の頻度で灌水の継続を指示する。
 ※ 各土木みどり事務所の最寄りの観測所において、連続24時間の累計雨量が15mm以上の降雨
- (エ) 実施箇所は、ハナミズキ、雨庭整備箇所、及び植栽してから3年以内の若い樹木（主として路線単位で植替えをした樹木）を対象とし、生育の支障の有無に関わらず灌水を行うこと。
- (オ) その他、実際に枯損が発生しているなど生育に支障が生じている樹木があれば、監督職員に報告のうえ、適宜灌水の指示を仰ぐこと。（比較的暑さ、乾燥に弱いツツジ類、ササ類を想定）
- (カ) 灌水の水量は100m²当たり1.5m³（1500L）とし、植物が効率よく吸水可能な時間帯に実施すること。（単独樹1箇所当たりで15Lのイメージ）
- (キ) 作業中は、歩行者や通過車両へ飛散して迷惑を掛けないよう十分注意を払うこと。

11 高所危険物撤去

- (ア) 道路の安全確保のため、街路樹の上部にある危険物を撤去する作業である。主にカラスの巣や掛り枝等を撤去する。

【設計内訳書（3）】

1 各作業のランクは、以下のとおりとする。

種別	ランク1	ランク2	ランク3	ランク4
支障木撤去	C< 30cm	30cm≤C< 60cm	60cm≤C< 90cm	90cm≤C< 120cm
支障木地上部撤去				
枯損木撤去				
枯損木地上部撤去				

2 設計内訳書（3）の内容については、監督職員から指示があった場合に実施すること。

3 支障木撤去

(ア) 支障木とは、樹木管理上または利用上、不必要あるいは危険な樹木をいう。支障となっている街路樹（生木）を根株ごと撤去すること。

4 支障木地上部撤去

(ア) 支障となっている街路樹（生木）の地上部を撤去する作業であり、根株は利用者の危険のないよう処理すること。

(イ) 残した根株からのヒコバエ等を抑制するため、根株の縁部面取り及び表面切込み（網目状）を必ず実施すること。ただし、幹周が小さい樹木（ランク1）は、縁部面取り及び表面切込みを実施しなくてもよい。

5 枯損木撤去

(ア) 枯損または倒木の危険のある街路樹を根株ごと撤去すること。

6 枯損木地上部撤去

(ア) 枯損または倒木の危険のある街路樹の地上部を撤去する作業であり、根株は利用者の危険のないよう処理すること。

(イ) 残した根株からのヒコバエ等を抑制するため、根株の縁部面取り及び表面切込み（網目状）を必ず実施すること。ただし、対象となる樹木が完全に枯死している場合や幹周が小さい樹木（ランク1）は、縁部面取り及び表面切込みを実施しなくてもよい。

7 高木植栽及び低木植栽

(ア) 樹木等とは、次のものをいう。

ハナミズキ（白）、シャリンバイ、その他監督職員が指示するもの

(イ) 土壌改良の規格は、以下のとおりとする。

植栽樹種	土壌改良
ハナミズキ（白） シャリンバイ	購入土：パーライト(真珠岩系)：バーク堆肥 = 6：2：2

(ウ) 指定された場所に、樹木検査に合格した樹木を植栽する。樹木の規格・数量及び支柱設置は以下のとおりとする。

植栽樹木	規 格	予定本数	支柱種類
ハナミズキ（白）	H=3.5m、C=0.18m	1本	二脚鳥居支柱 (みやこ杣木)
シャリンバイ	H=0.5m、W=0.4m	1本	-

- (エ) 樹木の植え付け時は、深植えとならないよう根鉢の高さに注意すること。
- (オ) 土壌改良の配合量に係る現場品質管理方法については、業務計画書に明記すること。
- (カ) 土壌改良材のうち、パーライトは真珠岩系を基本とする。ただし、現場状況により黒曜石系のパーライトやバーミキュライト等を使用する場合は、監督職員と協議のうえ、決定すること。
- (キ) 植栽時期については、監督職員と協議のうえ、決定すること。
- (ク) 支柱の横木には、植栽年度に応じた色（令和8年度：青色）の「塩化ビニール製のテープ」を巻くこと。（新植1重巻）

8 根切り作業

- (ア) 根上り補修に伴う根切り作業（構造物の復旧は除く）をいう。
- (イ) 除去した根の処分については、各所管の土木みどり事務所に搬出すること。

9 クビアカツヤカミキリ防除工

- (ア) 防除シート巻き
バラ科樹木（サクラ、ウメ、モモ、スモモ等）に穿孔するクビアカツヤカミキリの侵入防止またはすでに穿孔したクビアカツヤカミキリ他樹木への飛散防止のため、これらの樹木に防除シートを巻く作業である。地際から約1.6mの範囲における幹枝の直径（幹は胸高直径、枝は元径）が5cm以上の部位を対象とし、シート巻きの障害となる元径5cm程度までの枝の軽易な剪定を含む。
- (イ) 防除シート撤去
防除シートを撤去する作業である。幹枝に打ち込んだガンタッカーの針の抜き取り、地面へ打ち込んだ目串の抜き取り、または地面への埋設作業を含む。
- (ウ) 防除シート補修
防除シートの補修（破れたネットの閉塞や幹枝に密着したネットへの緩衝材の設置等）をする作業である。
- (エ) 被害切株シート被覆
クビアカツヤカミキリに穿孔された樹木を伐採した後、現地に残存する根株からのクビアカツヤカミキリの飛散防止のために、根株に防草シートを被覆する作業である。

(オ) 主要材料

(ア) 及び (エ) の作業に使用する主要材料は、以下のとおりとする。

主要材料	備考
防除シート	クビアカガードネット同等品以上
防草シート	防草アグリシート同等品以上
目串	黒丸君同等品以上

7 その他事項

第22条 (その他)

- 1 道路通行安全性確保に関する作業は、他の作業より優先する。
- 2 交通量の多い場所での作業については、特に周囲の交通状況を十分確認し、作業により渋滞を生らせている可能性のある場合は、一時作業を中止するなどの配慮を行うこと。
- 3 街路樹管理作業後、樹勢の衰退や枯死等の樹木に異変が見られた場合には、原因究明の調査を指示する場合がある。

第23条 (情報共有システムの利用)

- 1 本委託は、情報共有システム（以下「システム」という）の利用対象とする。
システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議、提出、受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。
なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第24条 (受注者希望型における遠隔臨場の実施)

本委託は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

- 1 目的
本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。
- 2 実施内容
(1) 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施
ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。
イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的

なAndroidやiPhone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、業務計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第25条（植栽工事における植替え）

1 植栽樹木等が工事完了引渡後1年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね2/3以上となった場合又は通直な主幹を持つ樹木については、樹高の概ね1/3以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態になると想定されるものを含む。）となった場合には、受注者は当初植栽した樹木と同等又はそれ以上の規格のものに植え替えるものとし、樹木等の枯死又は形姿不良の判定は、甲乙立会のうえ行うものとする。ただし、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり・落盤・火災・騒乱・暴動等の天災により流出・折損・倒木した場合はこの限りでない。

植替え時期については、甲乙協議するものとする。

なお、本項は樹木等を支給するもの又は樹木等の発生品を使用する場合は適用しないものとする。

2 干害・風水害等に起因するものであっても立ち枯れの状態のものについては、前項を適用する。

3 植替えを行った樹木等が、工事完了引渡日から1年以内に再枯損した場合は、再度植え替えるものとする。

4 本工事における樹木等とは、次のものをいう。

ハナミズキ（白）、シャリンバイ

5 以下の細別を植栽割増の対象とする。

工種	種別	細別	備考
植栽維持工	植栽工	高木植栽(a)-1	植樹、幹巻き、支柱
		低木植栽(a)-1	植樹

【別紙 - 4】

剪定作業責任者通知書

下記業務委託について下記のとおり剪定作業責任者を配置します。

業務委託名 ()
受注者名 ()
剪定作業責任者氏名 ()

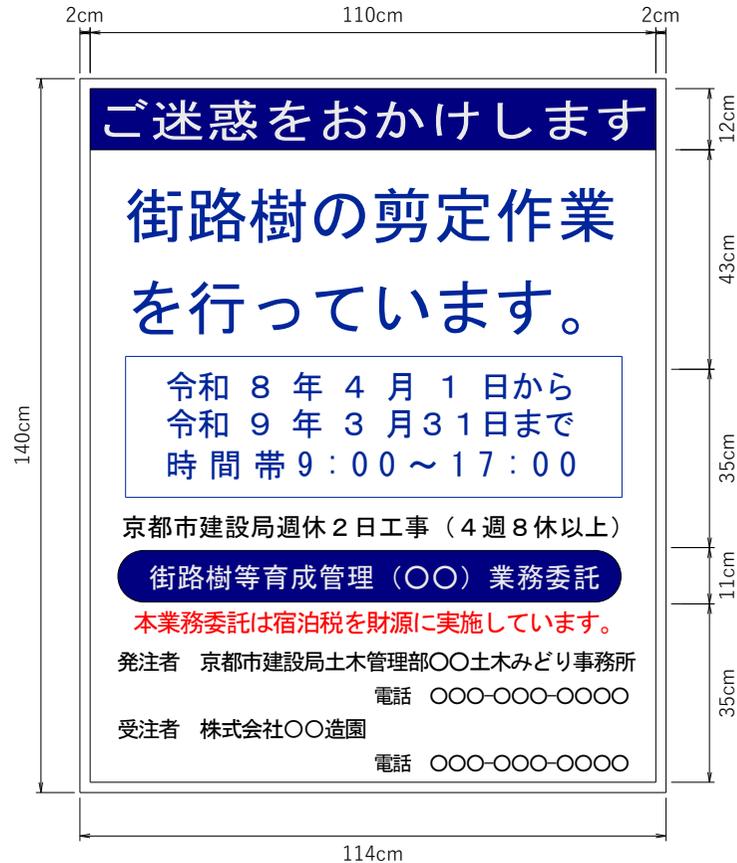
- (ア) 緑地樹木剪定士（一般社団法人 日本造園建設業協会認定資格）
- (イ) 街路樹剪定士（一般社団法人 日本造園建設業協会認定資格）
- (ウ) 造園技能士2級以上（ただし、2級の場合は取得後2年以上の剪定業務経験が必要）
- (エ) 造園施工管理技士2級以上（ただし、2級の場合は取得後2年以上の剪定業務経験が必要）
- (オ) 街路樹等の剪定作業又は、植栽工事に直接従事した経験が7年以上

添付資料

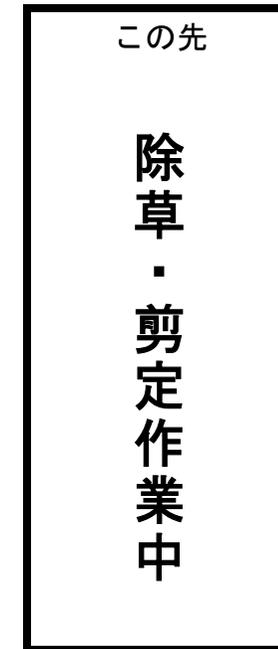
- (ア) 緑地樹木剪定士証又は緑地樹木剪定士認定証の写し
- (イ) 街路樹剪定士証又は街路樹剪定士認定証の写し
- (ウ) 技能検定合格証書の写し（2級の場合は経歴書も必要）
- (エ) 技術検定合格証明書の写し（2級の場合は経歴書も必要）
- (オ) 同等の経験がわかる経歴書

[別図-1]

作業標示看板

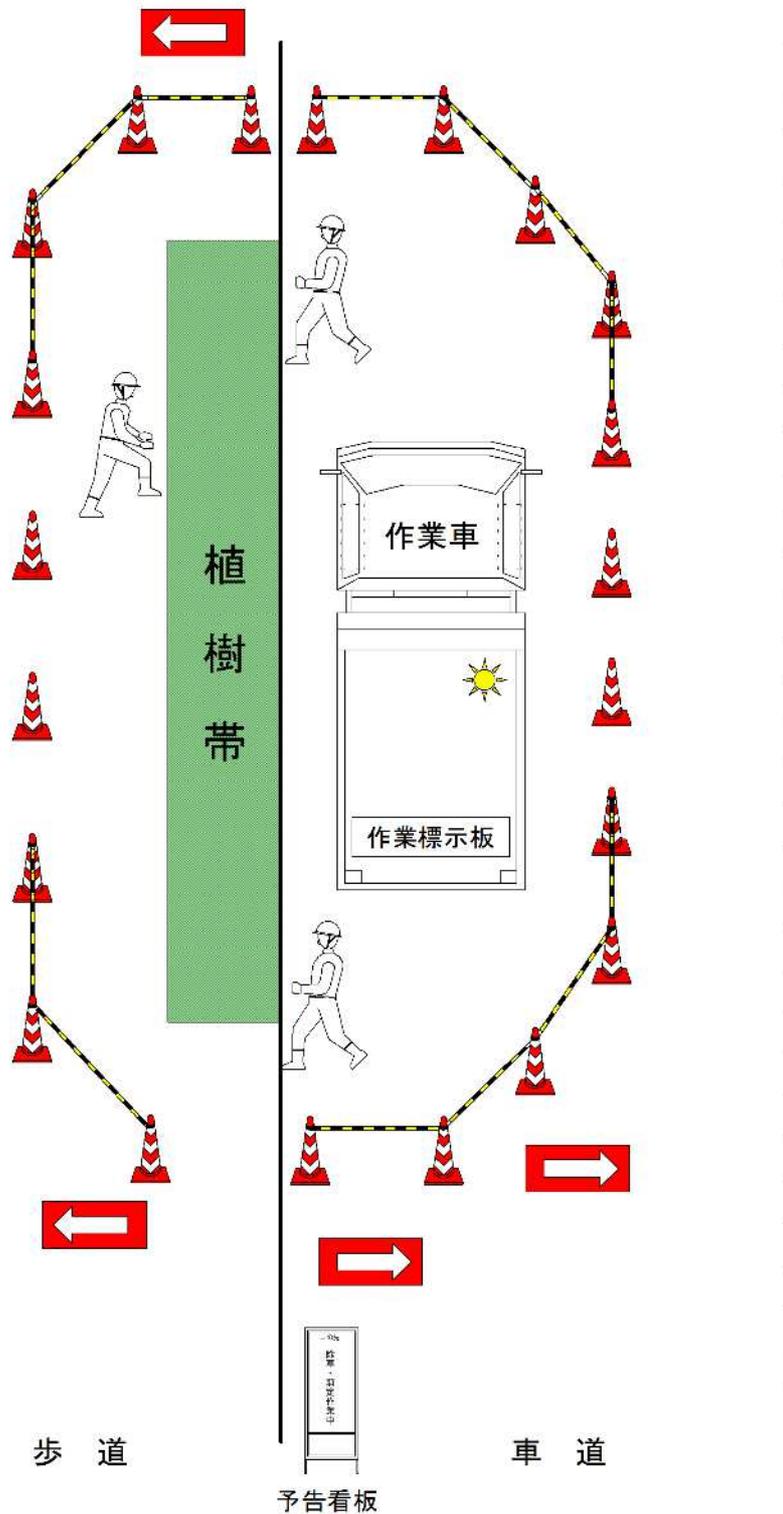


予告看板



- ※ 作業内容に合わせ、「剪定」「除草」「薬剤散布」等を具体的に記入して下さい。(マグネットシートの貼り替え式でも可)
- ※ 端部をウレタン等で防護すること。
- ※ 予告看板については様式不問だが、大きさ・色等は見やすいものとする。

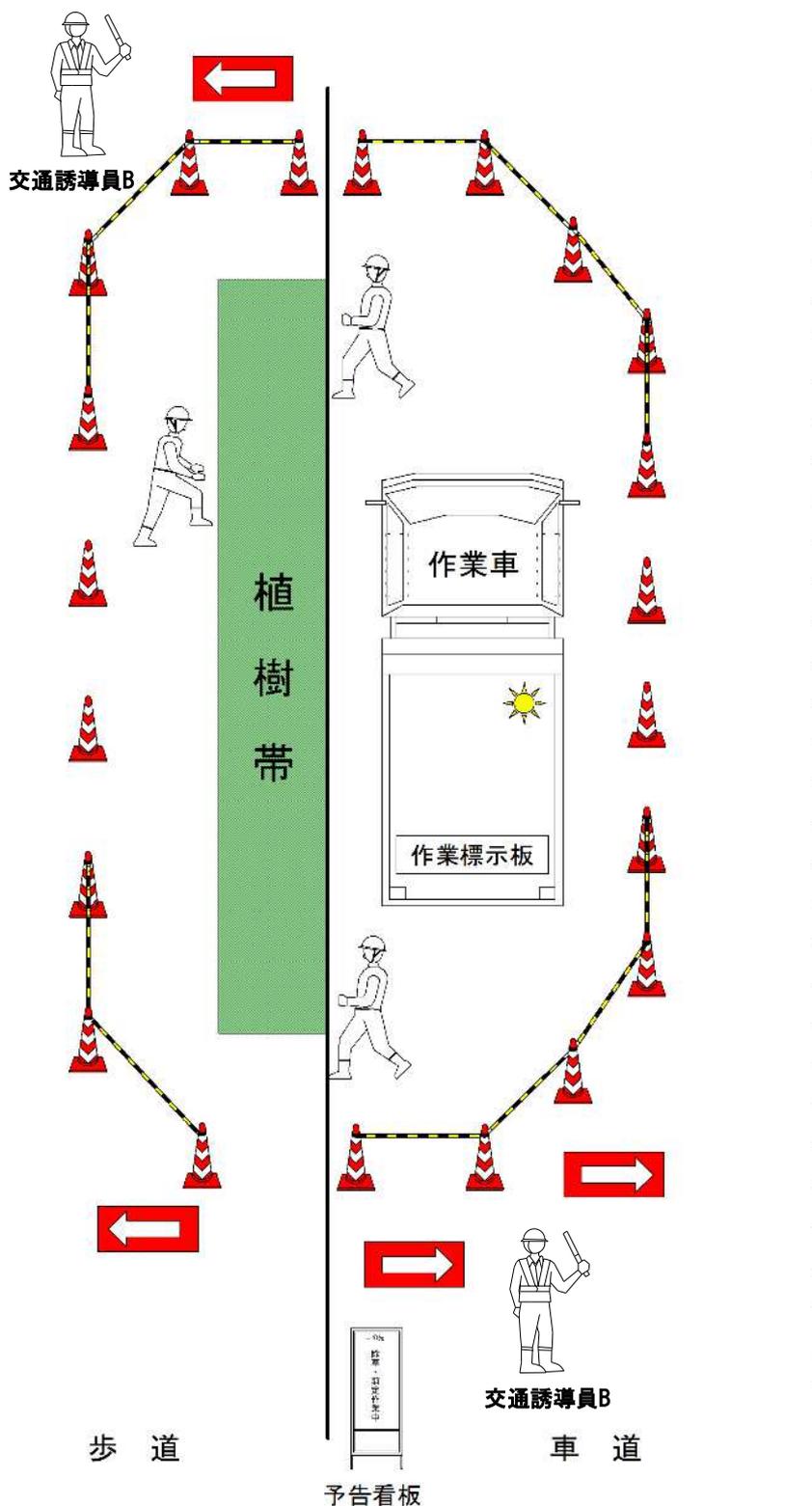
歩道作業凡例



[別図-2-2]

【設計内訳書(2)(3)】

歩道作業凡例



矢印



カラーコーン (重り付き)



回転灯

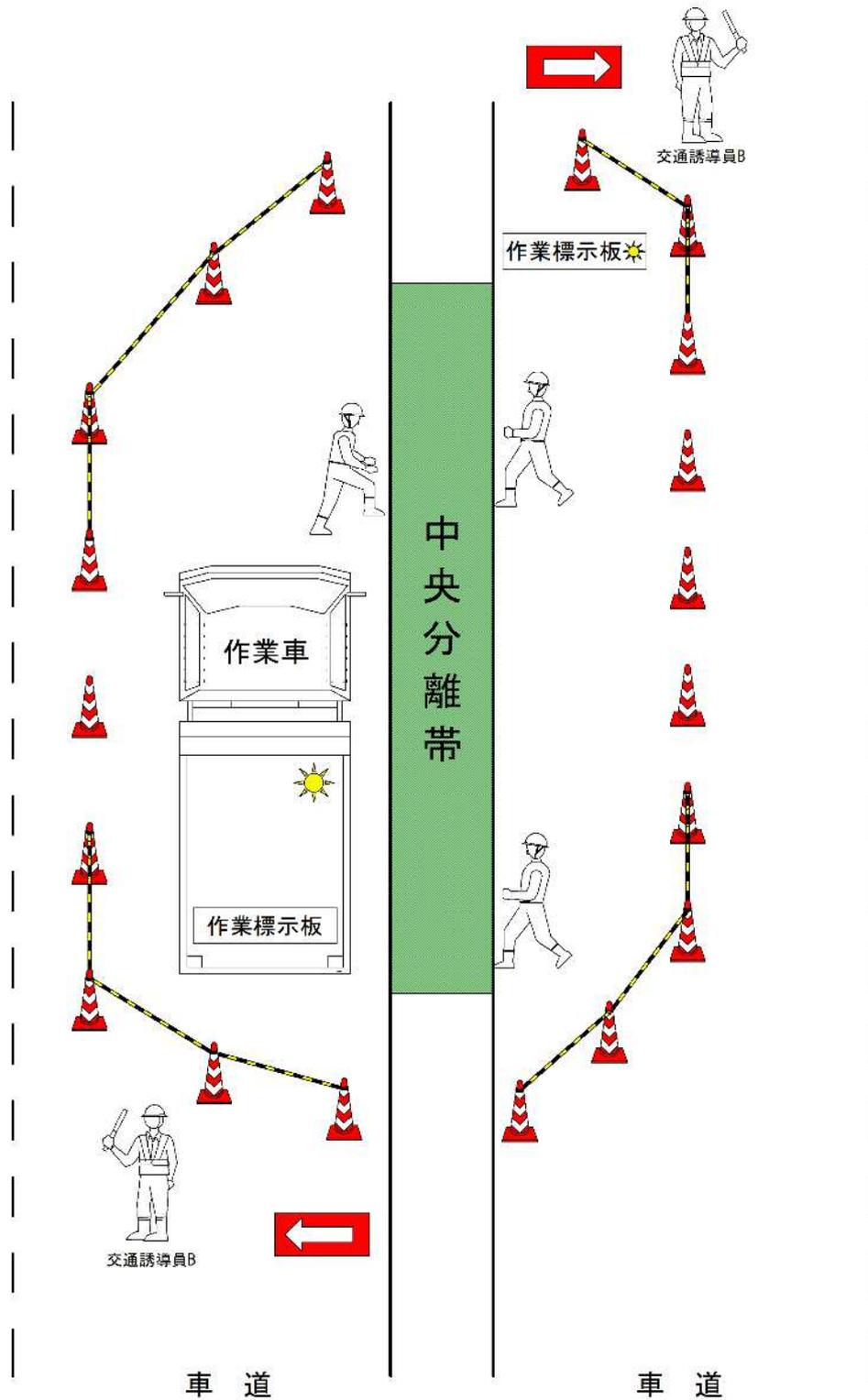


コーンバー

[別図-3]

【設計内訳書(1)(2)】

中央分離帯作業凡例



矢印



カラーコーン (重り付き)

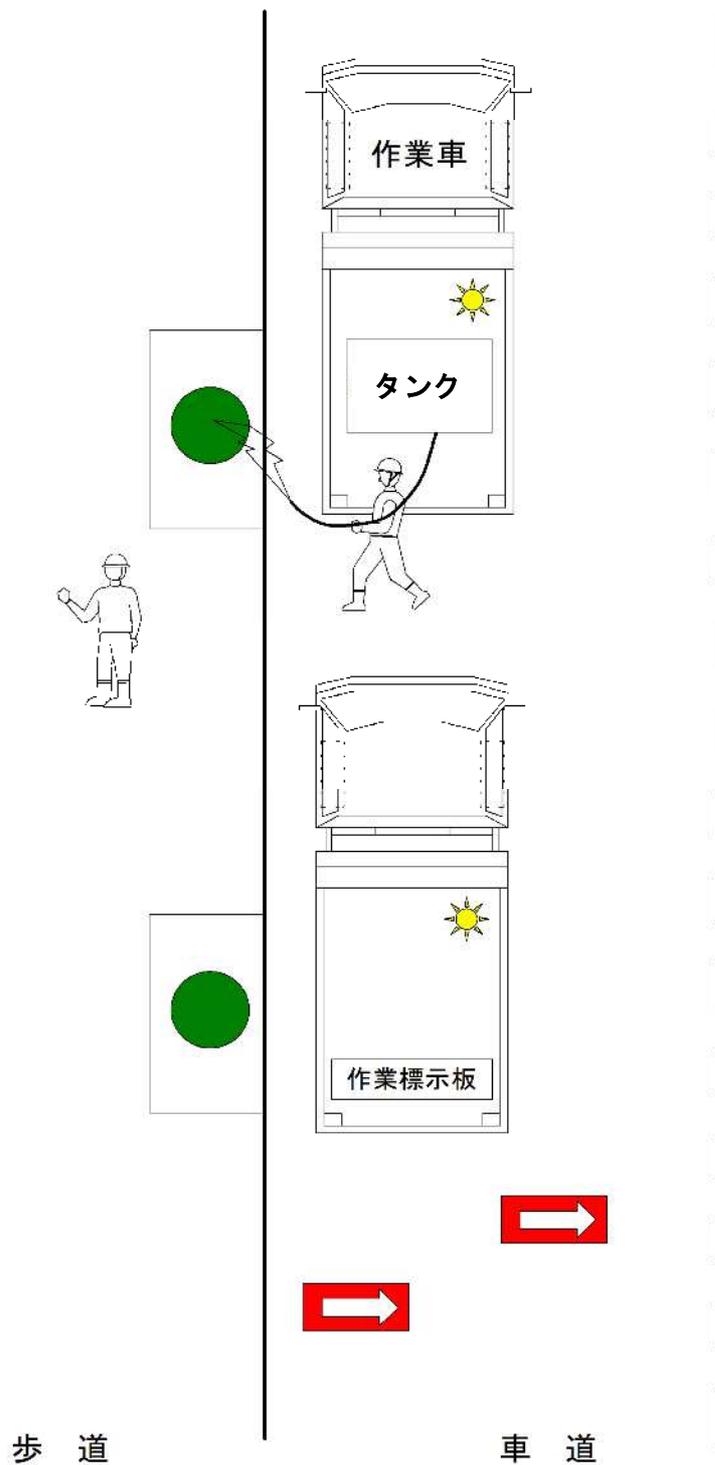


コーンバー



回転灯

薬剤散布・灌水作業凡例



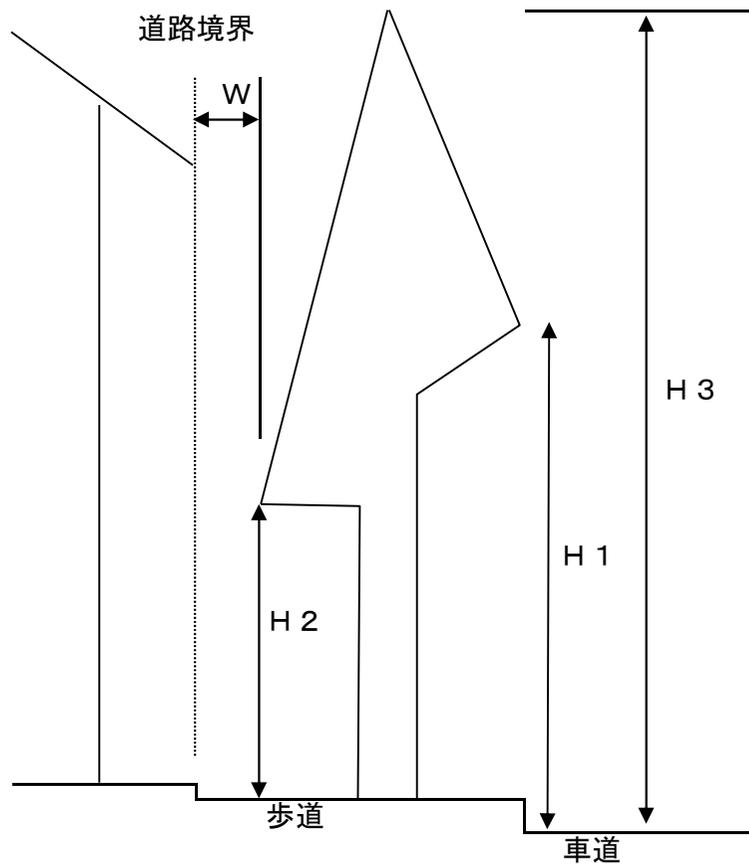
安全施設について

- 1 設置方法
作業範囲は、基本的には小さい方がよいが、通行車両からの視認という点からは、必ずしも適当ではない。少なくとも作業を行っていることが分かる大きさが適当である。なお、大きすぎて急な移動に対応出来ないようでは不適當である。
- 2 作業標示板
起終点に設置すること。
起点は、作業車両の後部に設置すること。
(見やすい設置の仕方)
終点は自立式とし、風などで転倒しない構造とすること。
作業標示板は、下記の事項を必ず書き込むこと。(別紙参照)
 - ・委託業務名
 - ・履行期間
 - ・受注者
 - ・発注者「作業中」の表示を補助板として同時に設置すること。
端部をウレタン等で防護すること。
- 3 矢印看板
起終点に設置する。
反射式で視認性のよい大きさとする。
曲線部等、見通しが悪い箇所については、曲線部手前で作業箇所がわかるように設置すること。
- 4 黄色回転灯
点灯させる時間帯について、監督職員と協議を行うこと。
起点は、作業車両の後部に設置すること。
終点は自立式とし、風などで転倒しない構造とすること。
- 5 カラーコーン(重り付)コーンバー
作業範囲内に通行車両及び通行者の進入がないように、隙間なく設置すること。
作業前方にも設置すること。
歩道幅員が狭く、設置できない場合等は、その都度、監督職員と協議を行うこと。
- 6 立入禁止表示
作業範囲内に、人が進入しないように表示すること。
- 7 予告看板
端部をウレタン等で防護すること。
様式不問だが、大きさ、色等は見やすいものとする。
- 8 反射板等
日没後・夜間に作業をする場合は、反射板等がある安全設備を使用すること。また、交通誘導員は信号灯を携帯すること。

[別図-6]

基本剪定仕上り図

縦断標準断面



(備考)

H 1 : 4.5m以上

H 2 : 2.5m以上

H 3 : 仕上り樹高

8.0mを標準とする。ただし、困難な場合は協議すること。

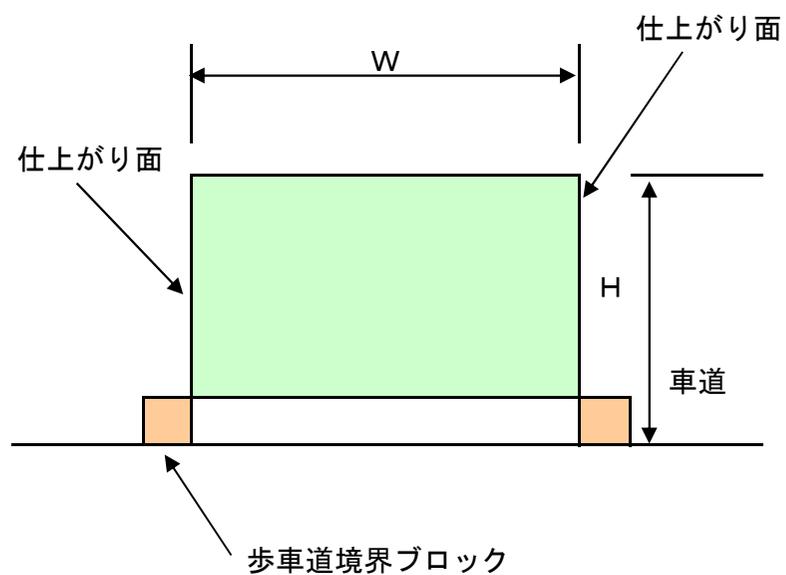
W : 民家との離隔距離1.5m以上

(歩道幅員が狭い場合は、枝張出しを1.0m以上確保すること)

[別図-7]

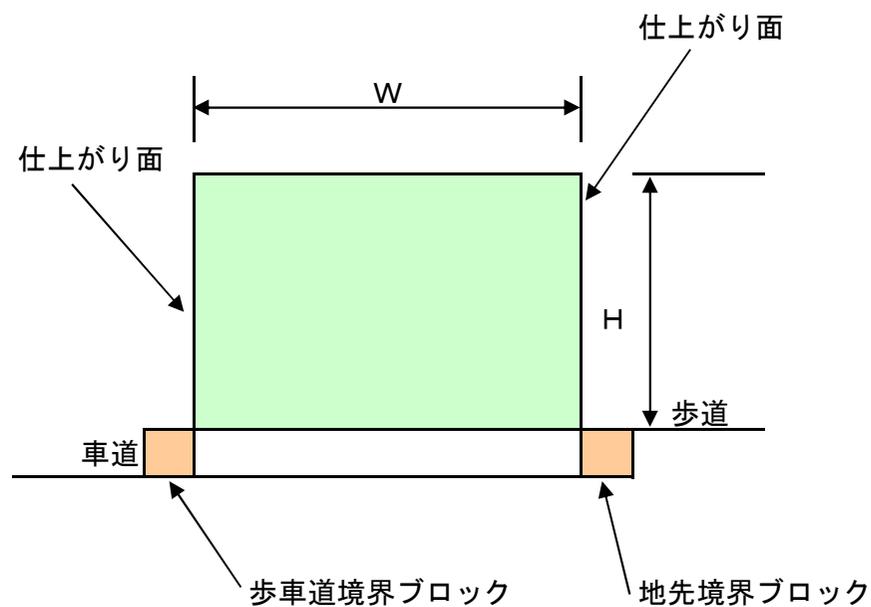
寄植剪定仕上り図

中央分離帯



(備考) H: 車道面から0.7m以下
W: 境界ブロック壁裏まで

歩道の植樹帯



(備考) H: 歩道面から0.7m以下
W: 境界ブロック壁裏まで

[別表-1]

年間管理予定表

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
内訳書(1)	基本剪定													花木(コブシ等)については、監督職員と事前に協議のうえ、それぞれの樹種の花芽形成時期等に応じて剪定時期や剪定量を考慮し剪定を行うこと。	
	夏期剪定													花木(コブシ等)については、監督職員と事前に協議のうえ、それぞれの樹種の花芽形成時期等に応じて剪定時期や剪定量を考慮し剪定を行うこと。	
	支障枝剪定													作業毎に、別途指示をする。 作業指示以外でも監視点検等にて要注意。	
	枯枝剪定													作業毎に、別途指示をする。 作業指示以外でも監視点検等にて要注意。	
	高所危険物撤去													作業毎に、別途指示をする。 作業指示以外でも監視点検等にて要注意。	
	中低木剪定													花木(アジサイ、クサナシ、ヒペリカム等)については、監督職員と事前に協議のうえ、それぞれの樹種の花芽形成時期等に応じて剪定時期や剪定量を考慮し剪定を行うこと。	
	植樹帯除草	一般箇所													繁茂状況によっては、別途指示をする。
		重点箇所													重点箇所は3回除草
		中央分離帯													中央分離帯は3回除草(作業は、重点箇所を優先する)
	害虫薬剤駆除													作業毎に、別途指示をする。	
	巡視点検													最低月1回実施。台風等の前後や落ち葉の時期など状況に応じて別途指示をする。	
	植樹帯灌水													作業毎に、別途指示をする。	
内訳書(2)	ケヤキ枯枝剪定													5月頃実施する。 (1回目) 調査結果に基づき、9月頃実施する。 (2回目)	
	ケヤキ調査													8月頃に徒歩によるケヤキ路線の点検を行う。	
内訳書(3)	支障木撤去及び地上部撤去													作業毎に、別途指示をする。	
	枯損木撤去及び地上部撤去													作業毎に、別途指示をする。	
	高木及び低木植栽													作業毎に、別途指示をする。	
	根切り作業													作業毎に、別途指示をする。	
	クビアカツヤカミキリ防除 (シート巻き・シート撤去・シート補修・切株シート被覆)													作業毎に、別途指示をする。	
主な仕事(予定)		英祭		祇園祭		剪定研修会 剪定ハトロール		時代祭		高校駅伝	女子駅伝	大文字駅伝 京都マラソン	車椅子駅伝	剪定・除草時には段階確認を行う。 完了検査	
備考		アブラムシ カイウラムシ	アリカシロヒトリ イラガ チホウガ	スズメバチ イラガ ハダニ	アリカシロヒトリ イラガ チホウガ	アリカシロヒトリ イラガ チホウガ モクローヤチホコ		落葉対応	落葉対応	落葉対応	カイウラムシ	カイウラムシ	カイウラムシ		

週 間 工 程 表

業 務 名 : 街路樹等育成管理()業務委託
 履 行 期 間 : 令和8年4月1日～令和9年3月31日
 請 負 業 者 :

業務・種別	施工箇所・路線名	4月														摘 要	
		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21		
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		

②4日間の降雨がすべて×の場合、翌週の予定に灌水作業を入れる↑

③【※②で灌水作業を予定した場合】金～日も降雨がなく、月曜時点で降雨が見込まれなければ灌水実施↑

※梅雨明け～9月中旬まで使用	降雨履歴 (灌水予定用)																		
----------------	-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

①過去4日間の降雨の有無を記入(累計15mm以上:○、累計15mm未満:×)↑
 月～水:気象庁HP「過去の気象データ検索」等から入力、木:当日の気象予報等から入力)

計画
 実施

写 真 管 理 仕 様 書

区 分		近景 (単木)	全 景	備 考
作 業 種 別				
剪 定	基 本 剪 定	50本ごと	200mごと	建築限界が確認できるように、測定尺を当てること (ヤナギ除く)
	夏 期 剪 定			
	支 障 枝 剪 定	1作業日ごと	1本ごと	
	枯 枝 剪 定	1作業日ごと	1本ごと	
	中 低 木 剪 定	200mごと	200mごと	高さ・幅とも測定尺を当てること 各回ごとに提出すること
	ケ ヤ キ 枯 枝 剪 定	20本ごと 又は1作業日ごと	150mごと	
撤 去	支 障 木 撤 去	1作業日ごと	1本ごと	
	支 障 木 地 上 部 撤 去	1作業日ごと	1本ごと	
	枯 損 木 撤 去	1作業日ごと	1本ごと	
	枯 損 木 地 上 部 撤 去	1作業日ごと	1本ごと	
	高 所 危 険 物 撤 去	1作業日ごと	1回ごと	
害 虫 駆 除	支 障 枝 剪 定	虫体・被害状況の近景と作業状況 を作業日別で各2枚	200mごと	
	薬 剤 駆 除			
灌 水		1作業日ごと	1回ごと	
除 草		200mごと	200mごと	1cm以下であることが確認できるように
植 栽	高 木 植 栽	1作業日ごと	1本ごと	
	低 木 植 栽	1作業日ごと	1本ごと	
根 切 り 作 業		1作業日ごと	1本ごと	
クビアカツヤカミキリ 防除	防 除 シ ー ト 巻 き	1作業日ごと	1本ごと	
	防 除 シ ー ト 撤 去	1作業日ごと	1本ごと	
	防 除 シ ー ト 補 修	1作業日ごと	1本ごと	
	被 害 切 株 シ ー ト 被 覆	1作業日ごと	1本ごと	
安 全 対 策				安全対策状況が確認できるもの

※作業前・中・後を1組とする。

※雨天時の黒板記入は、ウェットマーカー（マーキングチョーク）を使用すること。

街路樹巡視点検チェックシート (1/〇)

点検実施日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (〇 曜日)	点検者 (2名以上)	No.00 〇〇区(□部)			
	点検時間 00:00~00:00		〇〇造園株式会社			
	(第1回・第2回・第3回・第4回)		造園一郎・造園次郎			
〇:問題なし ×:危険 —:点検項目外 ※点検中に処置完了した場合は×→〇						
点検項目	路線名					
	〇〇〇 〇通	〇〇〇 〇通	〇〇〇 〇通	〇〇〇 〇通	〇〇〇 〇通	〇〇〇 〇通
1 枯損や傾斜、キノコが発生している等倒木しそうな木はないか						
2 落下しそうな掛枝、枯枝がないか(腕以上の太さを目安とする)						
3 歩行者等の通行支障となる枝はないか(歩道建築限界2.5m)						
4 自動車、バイク等の通行支障となる枝はないか(車道建築限界4.5m)						
5 信号機や標識・照明等にかかっている枝がないか						
6 民有地への越境枝はないか						
7 雑草が繁茂し、交差点等の見通しに支障が発生していないか						
8 病害虫が発生していないか						
9 水不足等により樹勢が弱まっていないか						
10 撤去すべき不要な支柱はないか						
11 根上りによる危険な段差はないか(3cm以上を目安とする)						
12 落葉堆積に伴って歩行者の転倒等の危険性がないか						
13 その他、応急処置が必要ではないか						
所見記入欄 〇〇通 〇〇通 〇〇通 _____						
状況写真 						

街路樹巡視点検チェックシート (1/0)

点検実施日	令和 00 年 00 月 00 日 (○ 曜日)	点検者 (2名以上)	No.00 ○○区(□部)	
	点検時間 00:00~00:00		○○造園株式会社	
	(第1回・第2回・第3回・第4回)		造園一郎・造園次郎	

△はありません ○:問題なし ×:危険 —:点検項目外 ※点検中に処置完了した場合は×→○

点検項	路線名					
	河原町通	加茂街道	北山通	堀川通	○○○通	○○○通
1 枯損や傾斜、キノコが発生している等倒木しそうな木はないか	○	○	○	○		
2 落下しそうな掛枝、枯枝がないか(腕以上の太さを目安とする)	○	×	○	○		
3 歩行者等の通行支障となる枝はないか(歩道建築限界2.5m)	×→○	○	○	○		
4 自動車、バイク等の通行支障となる枝はないか(車道建築限界4.5m)	○	○	○	○		
5 信号機や標識・照明等にかかっている枝がないか	○	○	○	○		
6 民有地への越境枝はないか	○	○	○	○		
7 雑草が繁茂し、交差点等の見通しに支障が発生していないか	○	○	○	○		
8 病害虫が発生していないか	○	○	○	○		
9 水不足等により樹勢が弱まっていないか	○	○	○	○		
10 撤去すべき不要な支柱はないか	○	○	○	○		
11 根上りによる危険な段差はないか(3cm以上を目安とする)	○	○	○	×		
12 落葉堆積に伴って歩行者の転倒等の危険性がないか	○	○	○	○		
13 その他、応急処置が必要ではないか	○	○	○	○		

所見記入欄

河原町通 (写真①)

ホテルオークラ前の歩道に通行支障枝があったため、処理した。

加茂街道 (写真②)

葵橋～北山橋間でケヤキの掛枝があった。今週中には除去予定。

堀川通 (写真③)

北山通交差点付近に危険な根上あり。

状況写真

巡視による発見事項・報告事項を記入。
処理した場合は、処理内容を記入。

[別紙ー 7] ケヤキ調査凡例

枝の大小定義は、下表のとおりとする。

大枝	元口直径 概ね 5cm 以上
中枝	元口直径 概ね 2cm 以上 5cm 未満
小枝	元口直径 概ね 2cm 未満

1 危険度判定凡例

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">優先度</p>	低	A 判定	枯れ枝、掛り枝、キノコの発生枝なし
	B 判定	枯れ枝、掛り枝、キノコの発生枝が確認できる 調査ポイント：落下を想定した際、 <u>明らかにすべてが植込み地内で収まるもの（小枝～中枝）</u> 落下を想定した際、 <u>歩道及び車道上に落下する可能性があるもの（小枝）</u>	
	C 判定	枯れ枝、掛り枝、キノコの発生枝が確認できる 調査ポイント：落下を想定した際、 <u>歩道及び車道上に落下する可能性があるもの（中枝）</u>	
	D 判定	枯れ枝、掛り枝、キノコの発生枝が確認できる 調査ポイント： <u>落下想定位置に関わらず、枯れ枝等が確認できるもの（大枝）</u>	
	高	E 判定	枯死、著しい衰弱が見られる。 幹根元部分にキノコが発生している。 樹皮のはがれ、空洞、芯材腐朽が著しい。 幹の傾き、揺れがある。 調査ポイント：台風等の強風で将来的に <u>倒木する可能性があるもの</u>

2 調査時の注意事項

- ① B～D判定については、基本的に「設計内訳書（2）」で対応することを想定としている。
- ② E判定については、基本的に「設計内訳書（3）」で対応することを想定としている。
- ③ 同樹木で判定が跨ってしまう場合は、優先度が高い判定で計上すること。
(例) 同樹木に「小枝～中枝」「大枝」全て確認 → 判定で分けると「C判定」「D判定」に該当 → 「D判定」で計上

- ④ 枝先の樹勢が悪く、大枝の途中に後生枝（小さめの若い枝）が出ている枝は、将来的に枯死する可能性が高いため、そういった観点からも注意して確認すると共に、経過観察を行うこと。

なお、処理優先度としては、枯れ枝、掛り枝、キノコの発生枝を最優先とする。

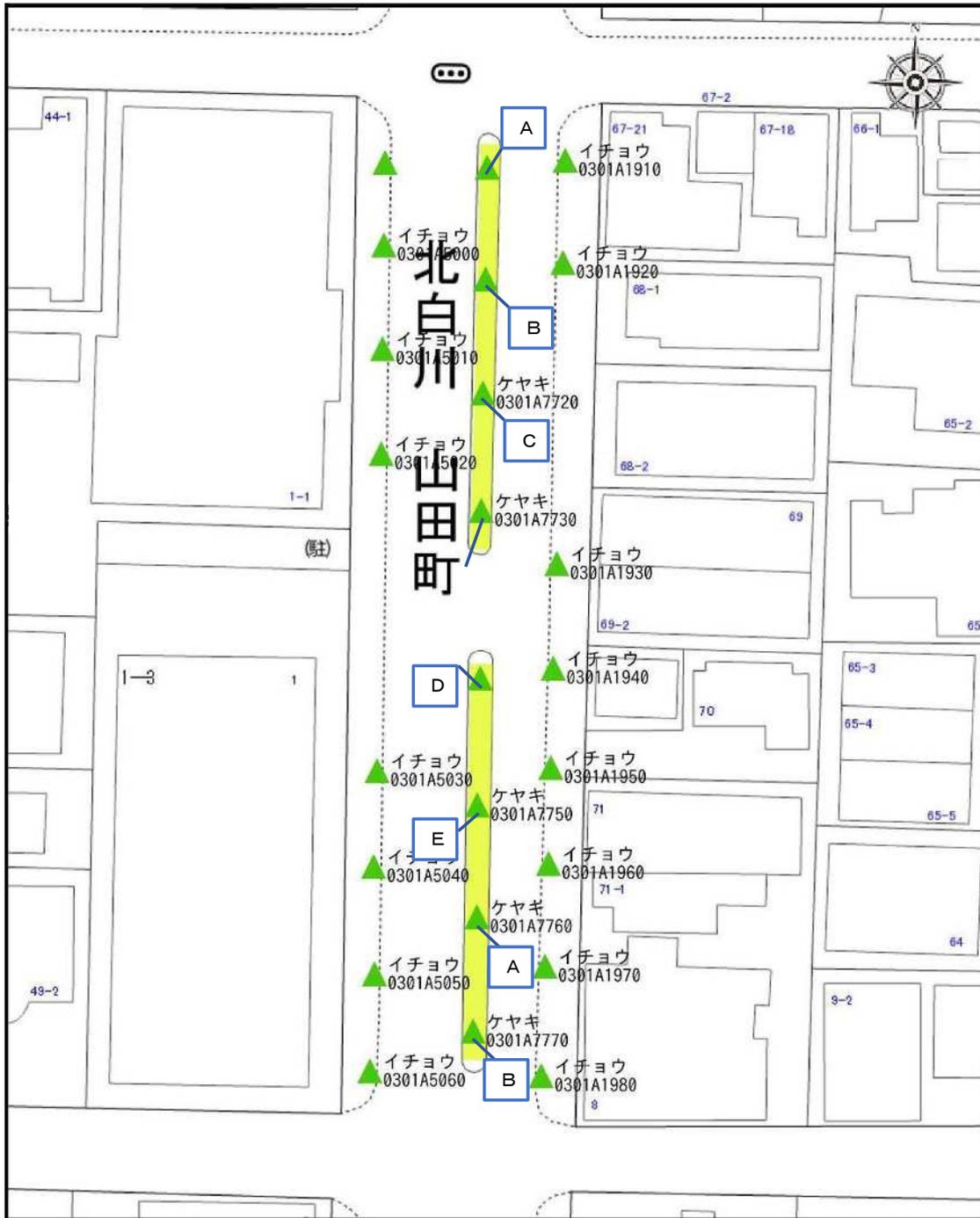
3 備考欄の活用

より一層、ケヤキ調査の精度向上を図るため、備考欄の記入を徹底してください。

記載例は、下表のとおりとする。

A 判定	特に記載は必要ありません。
B 判定	<ul style="list-style-type: none"> 枝の落下を想定した際、「歩道側」「車道側」どちらがより危険かといった旨を記載してください。両方であれば「両方」と記載してください。
C 判定	<ul style="list-style-type: none"> 確認した枯れ枝及び掛り枝が「5 本以下」「6 本以上」といった旨を記載してください（同判定相当のみを計上）。 枝の落下を想定した際、「歩道側」「車道側」どちらがより危険かといった旨を記載してください。両方であれば「両方」と記載してください。
D 判定	<ul style="list-style-type: none"> 確認した枯れ枝及び掛り枝が「5 本以下」「6 本以上」といった旨を記載してください（同判定相当のみを計上）。 枝の落下を想定した際、「歩道側」「車道側」どちらがより危険かといった旨を記載してください。両方であれば「両方」と記載してください。また、植込み地内である場合は、「植込み地」と記載してください。
E 判定	「〇〇であるため、台風までに伐採が必要」、「〇〇であるため、経過観察で問題無いと考える」等の率直な専門的見解を記載してください。

記載例



<注記>

- ・ケヤキのみを対象とする。
- ・手書き可
- ・[別紙－ 7]ケヤキ調査凡例に習って記載してください。
- ・緊急対応等が必要であれば、速やかに監督職員に報告すること。

[別紙-8] ケヤキ調査表記載例

白川通

樹木番号	樹種	植栽場所	幹周 (cm)	幹周 (ランク)	1回目		備考	2回目		備考	傾向
					判定	剪定の実績		判定	剪定の実績		
0301A7700	ケヤキ	中央分離帯	200	4	B	○		D	○		増加
0301A7710	ケヤキ	中央分離帯	137	2	B	○		C	○		増加
0301A7720	ケヤキ	中央分離帯	188	3	C	○		B			減少
0301A7730	ケヤキ	中央分離帯	150	3	C	○		A			減少
0301A7740	ケヤキ	中央分離帯	42	0	A			A			
0301A7750	ケヤキ	中央分離帯	73	1	E						
0301A7760	ケヤキ	中央分離帯	40	0	C	○		B	○		減少
0301A7770	ケヤキ	中央分離帯	111	2	D	○		A			減少

※着色部分への記入を想定

令和8年度 街路樹等育成管理(7 山科区)業務委託 箇所図

